

独立行政法人国民生活センター評価等のための有識者懇談会の開催について

令和 2 年 7 月
消費者庁
地方協力課

1 趣旨

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）（以下「法」という。）第 28 条の 2 第 1 項に基づく平成 26 年 9 月 2 日付け総務大臣決定「独立行政法人の評価に関する指針」を受けて策定された平成 27 年 6 月 9 日付け内閣総理大臣決定「独立行政法人国民生活センターの中期目標及び中期計画における各事業年度の業務の実績に関する評価基準」のⅡ. 1. において、「評価を行うに当たっては、センターが実施する自己評価を踏まえ、有識者の意見を聴取した上で総合的に判断して実施する。」とされていることから、消費者庁地方協力課は「独立行政法人国民生活センター評価等のための有識者懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催し、有識者から意見を聴取することとする。

2 意見聴取を行う事項の範囲

別紙 1 のとおり。

3 有識者名簿

別紙 2 のとおり。

4 運営要領

- (1) 懇談会の内容は、原則として消費者庁ホームページにて公表するものとする。
ただし、相応の理由があると認められる場合には懇談会の全部又は一部の内容をホームページにて公表しない取扱とすることができる。
- (2) 懇談会の庶務は、消費者庁地方協力課において行う。

意見聴取を行う事項の範囲

(1) 中期目標管理法人に関する事項

- ① 法第 29 条第 1 項に規定する中期目標の案
- ② 法第 30 条第 1 項に規定する中期計画の案
- ③ 法第 32 条第 1 項に規定する評価の案
- ④ 法第 35 条第 1 項に規定する検討の方向性及び講ずる措置の案
- ⑤ 法第 44 条第 1 項に規定する残余を同条第 3 項の規定に基づき剰余金の使途に充てること
- ⑥ 法第 50 条の 2 第 2 項に規定する役員報酬等の基準

(2) 共通事項

- ① 法第 28 条第 1 項に規定する業務方法書の案
- ② 法第 38 条第 1 項に規定する財務諸表
- ③ 法第 45 条第 1 項の規定に基づき限度額を超えて短期借入金をする事又は同条第 2 項の規定に基づき償還することができない金額を借り換えること
- ④ 法第 46 条の 2 第 1 項の規定に基づく政府出資等に係る不要財産の国庫納付及び同条第 2 項の規定に基づく不要財産の国庫納付に代えて政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた収入により行う国庫納付
- ⑤ 法第 46 条の 3 第 1 項の規定に基づく民間等出資に係る不要財産について民間等出資の払戻しの請求をすることができる旨の催告
- ⑥ 法第 48 条の規定に基づく主務省令で定める財産の譲渡等

(3) その他

前各号に定めるもののほか、意見聴取が必要と判断する事項

(別紙2)

有識者名簿

瀧澤 美奈子	科学ジャーナリスト
長岡 美奈	公認会計士
升田 純	中央大学大学院法務研究科教授／弁護士

(敬称略 五十音順)